

平成24年度ダイオキシン類対策特別措置法に基づく設置者による測定結果

1 報告状況について

(1) 大気基準適用施設について

平成25年3月末において報告義務のある9施設の測定結果は表1及び表2のとおりです。

表1 大気基準適用施設（製鋼用電気炉）

事業場名	所在地	排出ガス		
		採取年月日	濃度 ng-TEQ/m ³ (Normal)	排出基準 ng-TEQ/m ³ (Normal)
岸和田製鋼株	臨海町20	H24.6.23	0.0030	0.5
		H25.1.18	0.22	

表2 大気基準適用施設（廃棄物焼却炉）

事業場名	所在地	排出ガス			燃え殻・ばいじん				処理基準 ng-TEQ/g	
		採取年月日	濃度 ng-TEQ/m ³ (Normal)	排出基準 ng-TEQ/m ³ (Normal)	燃え殻		ばいじん			
					採取年月日	濃度 ng-TEQ/g	採取年月日	濃度 ng-TEQ/g		
泉州産業廃棄物処理事業協同組合(畑町焼却場)	畑町1153-1	H25.2.12	0.15	10	H25.2.13	0.0018	H25.2.13	0.09	3	
岸和田市貝塚市 クリーンセンター	岸之浦町1-2	1号炉	H24.7.26	0.000022	0.1	H24.7.3	0.00093 ^①	H24.7.3		0.51 ^③
		2号炉	H24.7.27	0.0000023	0.1					
		3号炉	H24.11.12	0.00008	0.1					
		1号灰溶融炉	—	— ^②	5					
2号灰溶融炉	—	— ^②	5	—	— ^②					
天満容器株岸和田工場	磯上町3-5-1	H24.6.27	0.000014	10	H24.6.27	0.016 ^④	—	—		
JFE継手株	田治米町153-1	H24.11.21	0	10	—	— ^⑤	H24.11.21	0		

備考

- ① 燃え殻は1～3号炉まで混合である。
- ② 1号灰溶融炉及び2号灰溶融炉は休止中。
- ③ ばいじんは全施設混合であり、1号灰溶融炉及び2号灰溶融炉は休止中。
- ④ ばいじんは2次燃焼。最終的には焼却灰として回収。
- ⑤ 焼却工程が鋳物砂の再生のため焼却灰なし。

(2) 水質基準適用事業場について

平成25年3月末において報告義務のある1事業場の測定結果は表3のとおりです。

表3 水質基準適用事業場（下水道終末処理施設）

事業場名	所在地	排水		
		採取年月日	濃度 pg-TEQ/L	排出基準 pg-TEQ/L
磯ノ上下水処理場	磯上町3-4-1	H24.8.22	0.049	10

2 排出基準等適合状況について

測定結果は、全て排出基準等に適合していました。